

鹿 児 島 県 公 報

平成30年 3 月 27 日（火）第3402号の 4



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規

則

○鹿児島県会計規則の一部を改正する規則（※）

(会計課取扱い) 1

規 則

鹿児島県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3 月 27 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県規則第12号

鹿児島県会計規則の一部を改正する規則

鹿児島県会計規則（昭和62年鹿児島県規則第30号）の一部を次のように改正する。

別表第1本庁の表保健医療福祉課の項の次に次のように加える。

国民健康保険課	収入出納員 物品出納員	特別会計に係る事務を担当する係長 庶務を担当する係長
---------	----------------	-------------------------------

別表第1本庁の表子ども福祉課の項を次のように改める。

子ども家庭課	収入出納員	庶務を担当する係長
--------	-------	-----------

別表第1収支かいの表北薩地域振興局の項中「支所長代理」を「庶務を担当する主幹」に改める。

別表第4フラワーセンターの項を削る。

別記第19号様式その1（裏），その2（裏），その3（裏）及びその4（裏）並びに別記第54号様式（裏）中「，三菱UFJ信託銀行」及び「及び三菱UFJ信託銀行」を削り，「並びに」を「及び」に改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は，平成30年4月1日から施行する。ただし，別記第19号様式その1（裏），その2（裏），その3（裏）及びその4（裏）並びに別記第54号様式（裏）の改正規定並びに附則第3項の規定は，同年3月30日から施行する。

(経過措置)

- 会計管理者は，改正前の鹿児島県会計規則第8条第3項の規定によりフラワーセンターの出納員に委任された農業開発総合センター（花き部）の平成29年度の予算に係る収納事務（これに附帯する歳入歳出外現金及び証券の出納，保管及び記録管理事務を含む。）のうち，この規則の施行の日前に執行されなかったものの執行については，改正後の鹿児島県会計規則第8条第3項の規定にかかわらず，農業開発総合センターの出納員に委任したものとする。
- 附則第1項ただし書に規定する改正規定の施行の際現に改正前の規則別記第19号様式及び別記第54号様式により作成されている用紙は，当分の間，必要な調整をして使用することができる。